6 調査等（調査、予測及び評価）の項目及び方法

6.1 調査、予測の手法の選定

対象事業に係る環境影響評価の調査、予測の手法を、「岐阜県環境影響評価技術指針」（平成11年岐阜県告示第364号）の別表1と別表2を基本とし、「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」（昭和61年　（社）全国都市清掃会議）及び「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月　環境省）等を参考に、事業の特性及び地域の特性を考慮して選定した。

表6.1-1(1) 現地調査の手法

<table>
<tr><th colspan="3">調査項目</th><th>調査方法</th><th>調査期間・頻度</th><th>調査地点</th></tr>
<tr><td rowspan="4">地上気象</td><td colspan="2">風向、風速</td><td rowspan="4">地上気象観測指針(平成14年3月　気象庁)に定める方法</td><td rowspan="4">事業実施区域
1年間連続測定</td><td rowspan="4">事業実施区域1地点
:St.1
(図 6.1-1 参照)</td></tr>
<tr><td colspan="2">気温、湿度</td></tr>
<tr><td colspan="2">日射量</td></tr>
<tr><td colspan="2">放射収支量</td></tr>
<tr><td rowspan="2">上空気象</td><td colspan="2">風向・風速・気温の鉛直分布</td><td>レーウィンゾンデにより地上1,500mまで観測(高層気象観測指針(平成16年　気象庁)に定める方法)、放球時に雲量、雲形等を目視観測</td><td>四季に各7日間
3時、4時、5時、6時、7時、8時、9時、10時、11時、12時、15時、18時、21時、24時に観測する。(14観測/日)</td><td>事業実施区域1地点
:St.1
(図 6.1-1 参照)</td></tr>
<tr><td colspan="2">大気拡散実験</td><td>代表的な有効煙突高さ付近からトレーサーガス(PMCH)を放出し、風下方向で試料採取、分析することで対象事業実施区域周辺の地域の空気の流れを把握する。</td><td>夏季、冬季の風向・風速・気温の鉛直分布観測時に合わせて各5ケース実施する。</td><td>・指標物質放出点
事業実施区域1地点
・試料採取地点
風下方向に50地点程度設定
(図6.1-2、
図6.1-3参照)</td></tr>
<tr><td rowspan="8">大気質</td><td rowspan="7">一般環境大気</td><td>二酸化硫黄</td><td>「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月環告第 25 号)に定める方法</td><td rowspan="4">1年間の連続測定
四季に1週間連続測定</td><td rowspan="4">・1年間測定
事業実施区域1地点
:St.1
・四季測定
事業実施区域周辺4地点:St.2～St.5
(図6.1-4参照)</td></tr>
<tr><td>二酸化窒素</td><td>「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月環告第 38 号)に定める方法</td></tr>
<tr><td>浮遊粒子状物質</td><td>「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月環告第 25 号)に定める方法</td></tr>
<tr><td>微小粒子状物質</td><td>「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 21 年 9 月環告第 33 号)に定める方法</td></tr>
<tr><td>塩化水素</td><td>「大気汚染物質測定法指針」(昭和62年　環境庁)等に定める方法</td><td>四季に各7日間、
(7試料/季)</td><td rowspan="3">事業実施区域周辺4地点:St.2～St.5
(図6.1-4参照)</td></tr>
<tr><td>ガス状水銀</td><td>「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成23年3月環境省)に定める方法</td><td>四季に各7日間、
(7試料/季)</td></tr>
<tr><td>ダイオキシン類</td><td>「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月環告第68号)に定める方法</td><td>四季に各7日間、
(1試料/季)</td></tr>
</table>

表6.1-1(2) 現地調査の手法

調査項目			調査方法	調査期間・頻度	調査地点
大気質	一般環境大気	粉じん等(降下ばいじん)	デポジットゲージ又はダストジャーによる捕集	四季に各1ヶ月、4試料/年 (1試料/30日/季)	事業実施区域1地点 :St.1 (図6.1-4参照)
	沿道大気	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月環告第38号)に定める方法	四季に1週間連続測定	事業実施区域周辺2地点:St.1～St.2 (図 6.1-5 参照)
		浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月環告第25号)に定める方法		
		ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン	「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成23年3月環境省)に定める方法	四季に各7日間、 (1試料/季)	
水質・底質・地下水	河川水質(平常時)	環境基準項目 (生活環境項目) (健康項目)	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環告第59号)に定める方法	四季に各1回	事業実施区域からの雨水排水が流入する地点下流:2地点 : St.1～St.2 (図6.1-6参照)
		ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月環告第68号)に定める方法		
		流量	日本工業規格K 0094に定める方法		
	河川水質(降雨時)	浮遊物質量(SS)	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環告第59号)に定める方法	日常的な降雨を対象に、1回の降雨で10試料程度を採水し、採水時に流量を測定する。 1年間に2回実施。	
		濁度	日本工業規格K 0101に定める方法		
		流量	日本工業規格K 0094に定める方法		
		土質の状況 (土砂沈降試験)	日本工業規格M 0201に定める方法	年1回	事業実施区域1地点 :St.3(図6.1-6参照)

表6.1-1(3) 現地調査の手法

<table>
<tr><th colspan="3">調査項目</th><th>調査方法</th><th>調査期間・頻度</th><th>調査地点</th></tr>
<tr><td rowspan="5">水質・底質・地下水</td><td rowspan="5">地下水質</td><td>環境基準項目</td><td>「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月環告第10号)に定める方法</td><td rowspan="4">豊水期、渇水期の2回測定</td><td rowspan="4">事業実施区域1地点
:St.1
(図6.1-7参照)
事業実施区域周辺
2地点</td></tr>
<tr><td>ダイオキシン類</td><td>「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月環告第68号)に定める方法</td></tr>
<tr><td>浮遊物質量(SS)</td><td>「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環告第59号)に定める方法</td></tr>
<tr><td>濁度</td><td>日本工業規格K 0101に定める方法</td></tr>
<tr><td>地下水位</td><td>水位測定器により計測</td><td>月1回、
1年測定(12回/年)</td><td>事業実施区域4地点
:St.1～St.4
(図6.1-7参照)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">土壌</td><td colspan="2">環境基準項目</td><td>「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環告第46号)に定める方法</td><td rowspan="3">年1回</td><td rowspan="3">事業実施区域1地点
:St.1
事業実施区域周辺
4地点:St.2～St.5
(図6.1-8参照)</td></tr>
<tr><td colspan="2">第2種特定有害物質(含有量)</td><td>「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)に定める方法</td></tr>
<tr><td colspan="2">ダイオキシン類</td><td>「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月環告第68号)に定める方法</td></tr>
<tr><td rowspan="4">騒音</td><td colspan="2">環境騒音</td><td rowspan="3">「騒音に係る環境基準について」(平成10年環告第64号)に定める方法</td><td>平日1日(24時間)を1回</td><td>事業実施区域敷地境界3地点
:St.1～St.3
(図6.1-9参照)</td></tr>
<tr><td colspan="2">道路交通騒音</td><td rowspan="2">平日・休日各1日(24時間)を1回</td><td rowspan="3">関係車両の走行ルート沿道2地点
:St.1～St.2
(図6.1-10参照)</td></tr>
<tr><td colspan="2">交通量・走行速度</td><td>方向別車種別に1時間毎の通過台数、速度を計測</td></tr>
<tr><td colspan="2">沿道の状況</td><td>道路断面の道幅等を計測</td><td>道路交通騒音測定時に1回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">振動</td><td colspan="2">環境振動</td><td rowspan="3">「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)及び「振動レベル測定方法」(日本工業規格Z 8735)に定める方法</td><td>平日1日(24時間)を1回(毎正時10分間)</td><td>事業実施区域敷地境界3地点
:St.1～St.3
(図6.1-9参照)</td></tr>
<tr><td colspan="2">道路交通振動</td><td>平日・休日各1日(24時間)を1回(毎正時10分間)</td><td rowspan="2">関係車両の走行ルート沿道2地点
:St.1～St.2
(図6.1-10参照)</td></tr>
<tr><td colspan="2">地盤卓越振動数</td><td>振動レベル計にデータレコーダを接続し、大型車10台分について周波数分析</td><td>道路交通振動測定時に1回</td></tr>
</table>

表6.1-1(4) 現地調査の手法

調査項目		調査方法	調査期間・頻度	調査地点
地盤	地盤・地形・地質の状況	既存資料調査、現地踏査、写真撮影等による方法	1回	事業実施区域周辺
	地下水位	ボーリング孔に自記水位計を設置し、水位を測定する。	1年間測定	事業実施区域4地点 :St.1～St.4 (図6.1-7参照)
悪臭	特定悪臭物質 (22物質)	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環境庁告示第9号)に定める方法	風向、風速を考慮し平日に2回	事業実施区域敷地境界2地点 :St.1～St.2 (図6.1-11参照) 事業実施区域周辺4地点:St.1～St.4 (図6.1-12参照)
	臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年環境庁告示第63号)に定める方法		
電波障害	テレビ電波の状況	「建造物によるテレビ受信障害調査要領」((社)日本CATV技術協会)等に定める方法	1回	事業実施区域周辺
日照阻害	日影の状況	日影の影響を受けると考えられる地域で現地踏査、写真撮影等による方法	1回	事業実施区域周辺
その他	低周波音	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年　環境庁)に定める方法	平日1日(24時間)を1回	事業実施区域敷地境界3地点 :St.1～St.3 (図6.1-9参照)
動物	貴重な種の繁殖地、営巣地等生息環境	ほ乳類、鳥類、両生類・爬虫類、陸産貝類、水生生物、昆虫類について、既存資料調査及び現地調査(フィールドサイン法、任意観察法、ポイントセンサス法、ラインセンサス法、トラップ法、夜間自動撮影、捕獲法等)による方法	1年間のうち、 ほ乳類:春、夏、秋、冬(4回) 鳥類:春、夏、秋、冬、繁殖期(5回) 両生類・は虫類:早春、春～初夏、夏、秋(4回) 陸産貝類:春、初夏、秋(3回) 水生生物:早春、春～初夏、夏(3回) 昆虫類:春、初夏、夏、秋(4回)	事業実施区域及びその周囲約200mの範囲 (図6.1-13参照)
植物	貴重な種及び植物群落 その他の植生	植物相及び植生について既存資料調査及び現地調査(任意観察法、コドラート法等)による方法	1年間のうち、 植物相:早春、春、夏、秋(4回) 植生:夏、秋(2回)	事業実施区域及びその周囲約200mの範囲 (図6.1-13参照)

表6.1-1(5) 現地調査の手法

調査項目		調査方法	調査期間・頻度	調査地点
生態系	貴重な種の生態及び生息環境・生育環境の変化	貴重な種の生態(他の動植物との関係等生息環境、生育環境の状況)について、動物、植物の調査結果から把握する。	動物、植物の調査時期と同じ	事業実施区域及びその周囲約200mの範囲 (図6.1-13参照)
触れ合い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場の状況等	写真撮影等の現地調査による情報の収集並びに当該資料の整理・解析による。	四季に各1回	事業実施区域周辺1地点 (図6.1-14参照)
景観	主要な景観要素の状況 眺望の状況	写真撮影等の現地調査による情報の収集並びに当該資料の整理・解析による。	四季に各1回	不特定多数の人々が利用し得る場所の6地点:St.1～St.6 (図6.1-15参照)

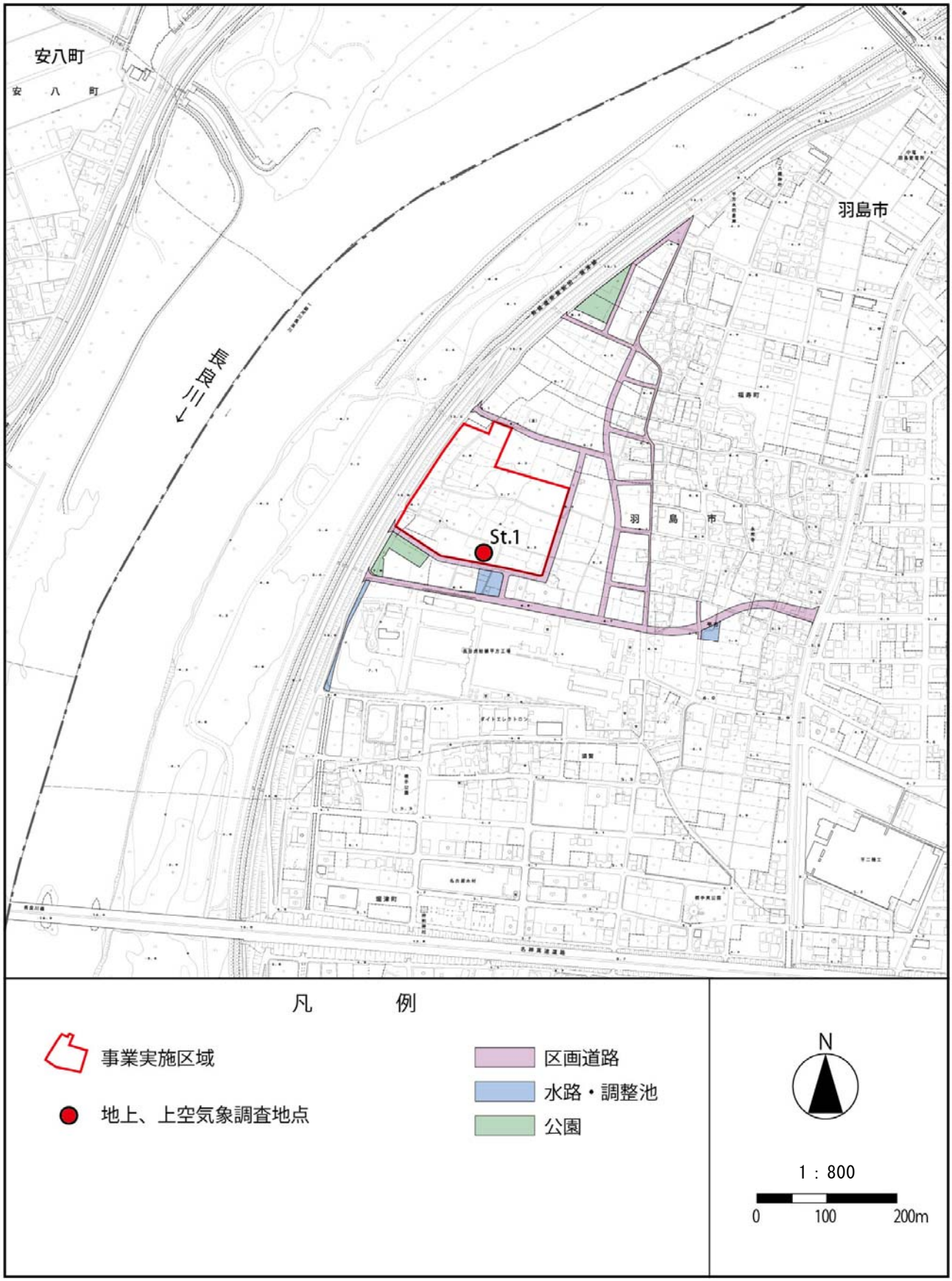

この地図は、「羽島市都市計画基本図」（羽島市）、「羽島市平方第二土地区画整理事業事業計画書」を基に作成した。

図6.1-1　地上、上空気象調査地点位置図

この地図は、「県域統合型 GIS ぎふ」（公益財団法人岐阜県建設研究センター）（(C)岐阜県）を基に作成した。

図6.1-2　大気拡散実験調査範囲図（夏季）

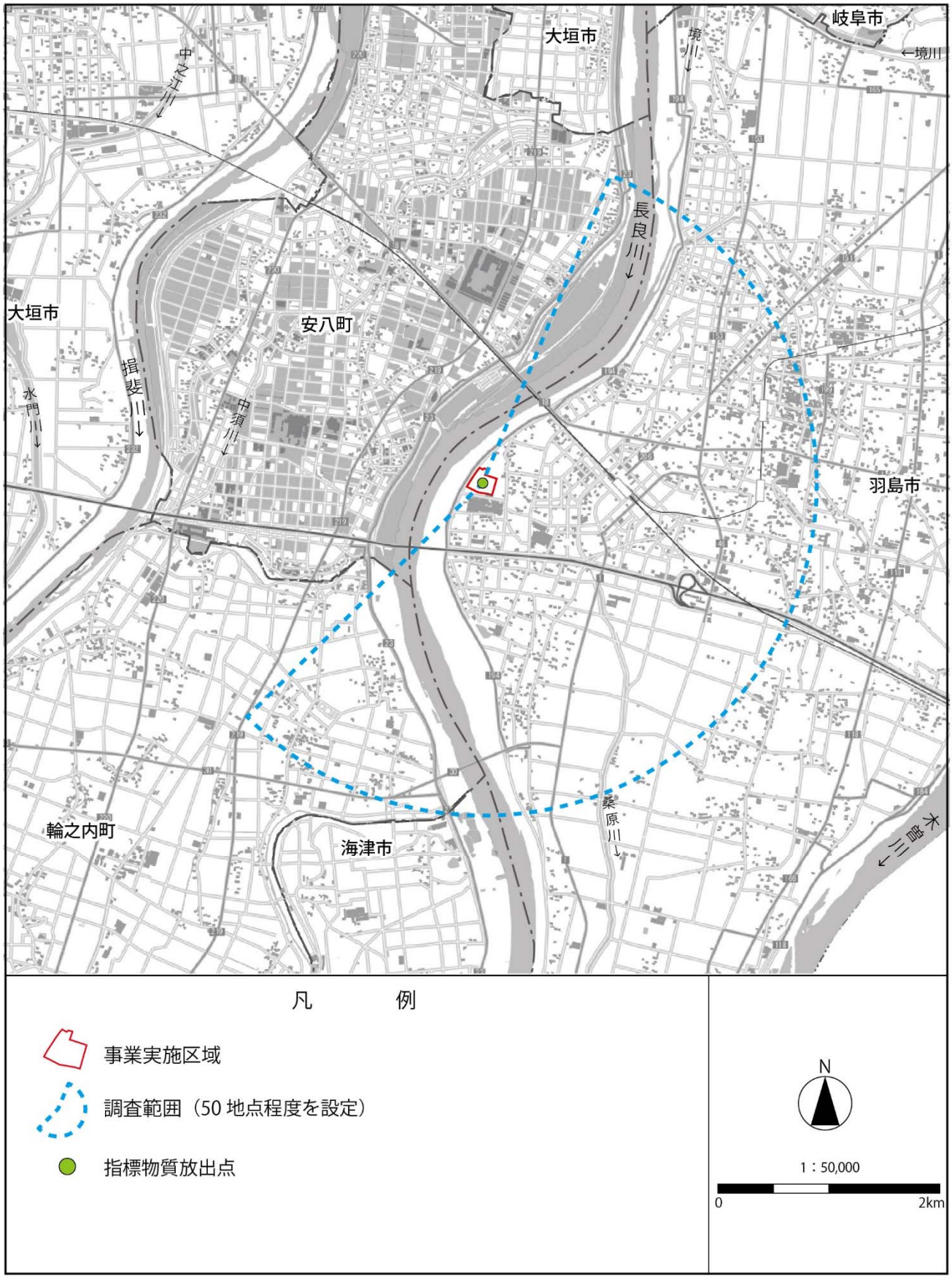

この地図は、「県域統合型 GIS ぎふ」（公益財団法人岐阜県建設研究センター）（(C)岐阜県）を基に作成した。

図6.1-3　大気拡散実験調査範囲図（冬季）

この地図は、「県域統合型 GIS ぎふ」（公益財団法人岐阜県建設研究センター）（(C)岐阜県）を基に作成した。

図6.1-4　大気質調査地点位置図（一般環境）

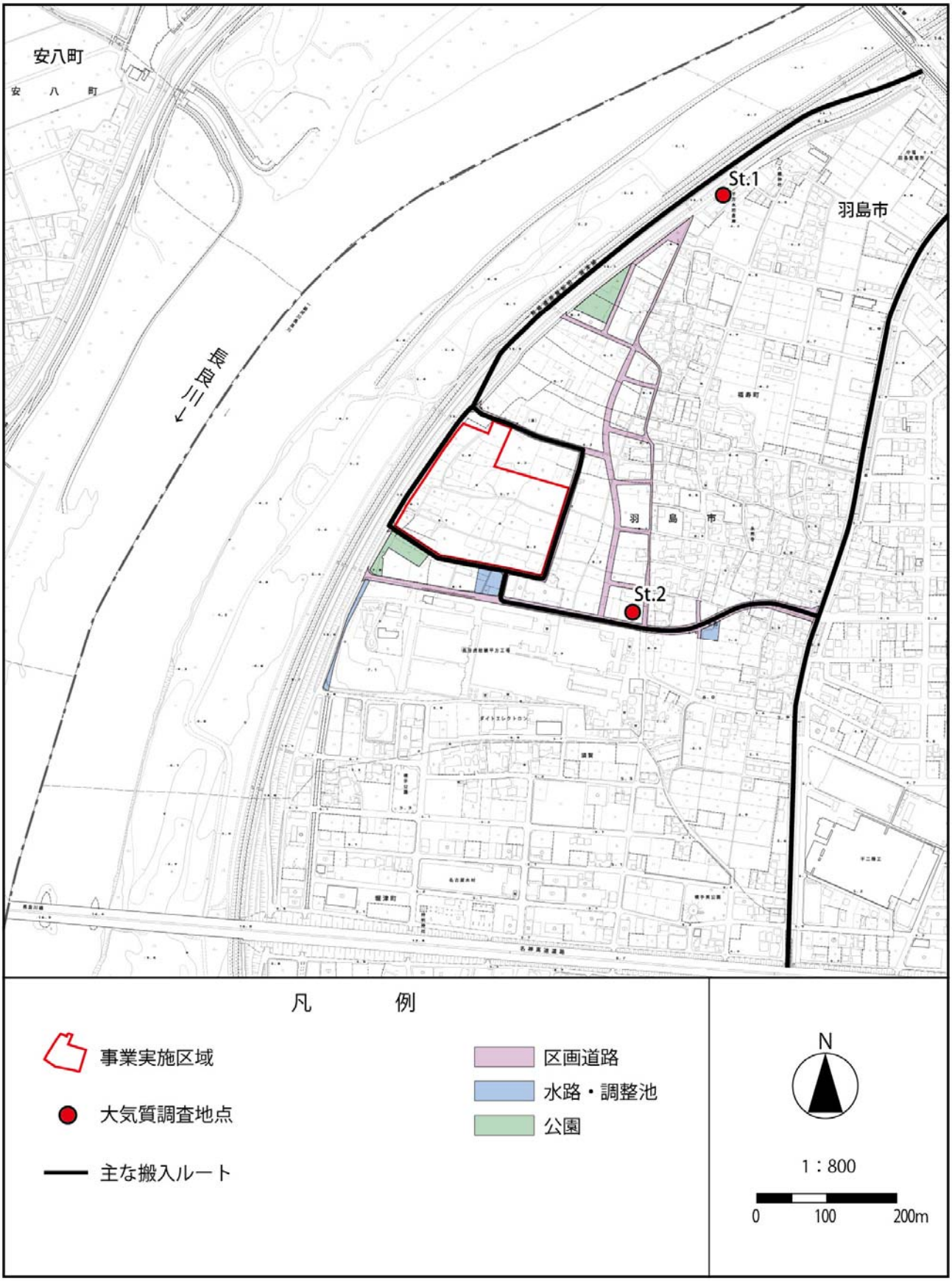

この地図は、「羽島市都市計画基本図」（羽島市）、「羽島市平方第二土地区画整理事業事業計画書」を基に作成した。

図6.1-5　大気質調査地点位置図（道路沿道）

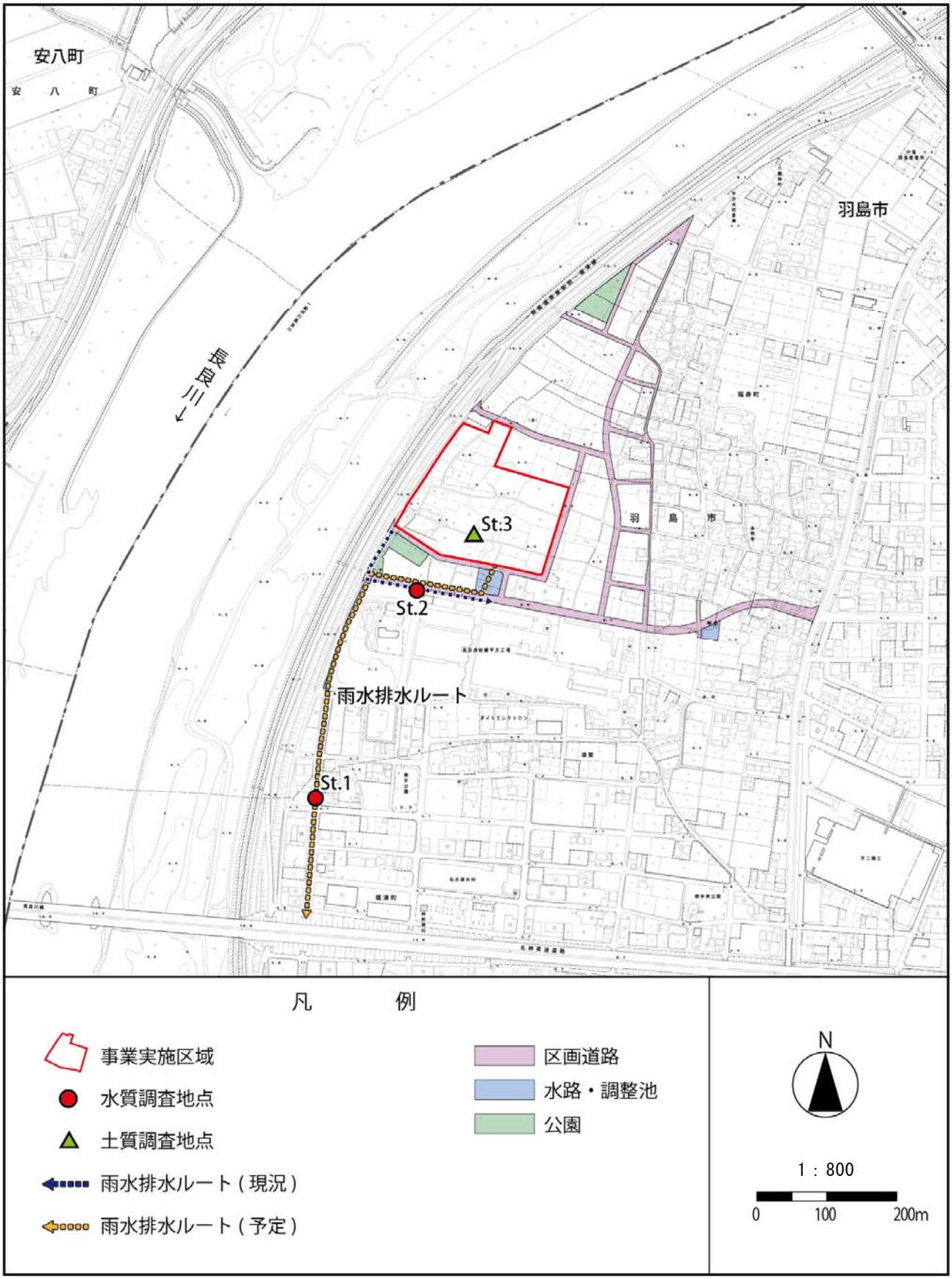

この地図は、「羽島市都市計画基本図」（羽島市）、「羽島市平方第二土地区画整理事業事業計画書」を基に作成した。

図6.1-6　水質調査地点位置図

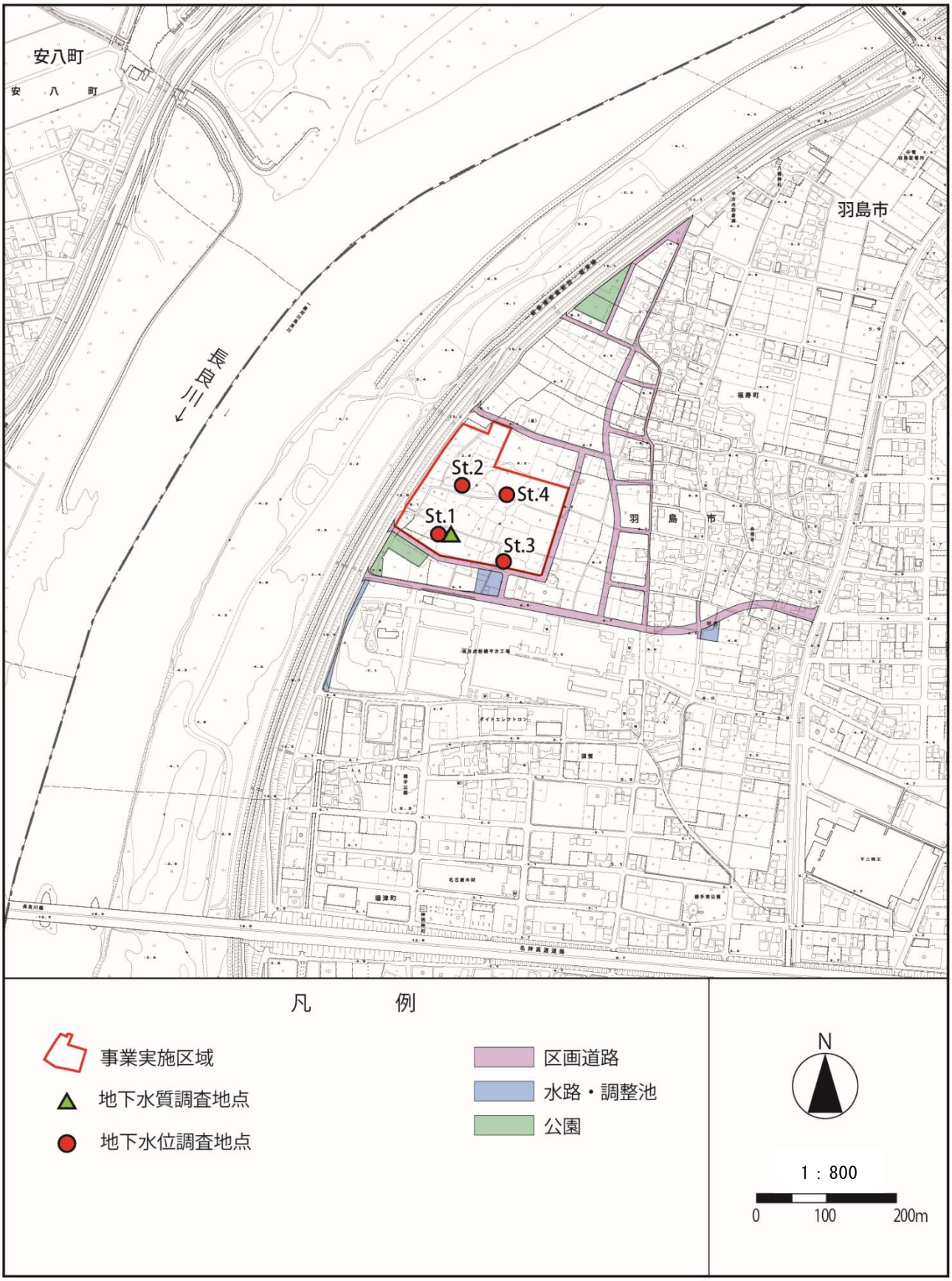

この地図は、「羽島市都市計画基本図」（羽島市）、「羽島市平方第二土地区画整理事業事業計画書」を基に作成した。

図6.1-7　地下水質・地下水位調査地点位置図

この地図は、「県域統合型 GIS ぎふ」（公益財団法人岐阜県建設研究センター）（(C)岐阜県）を基に作成した。

図6.1-8　土壌調査地点位置図

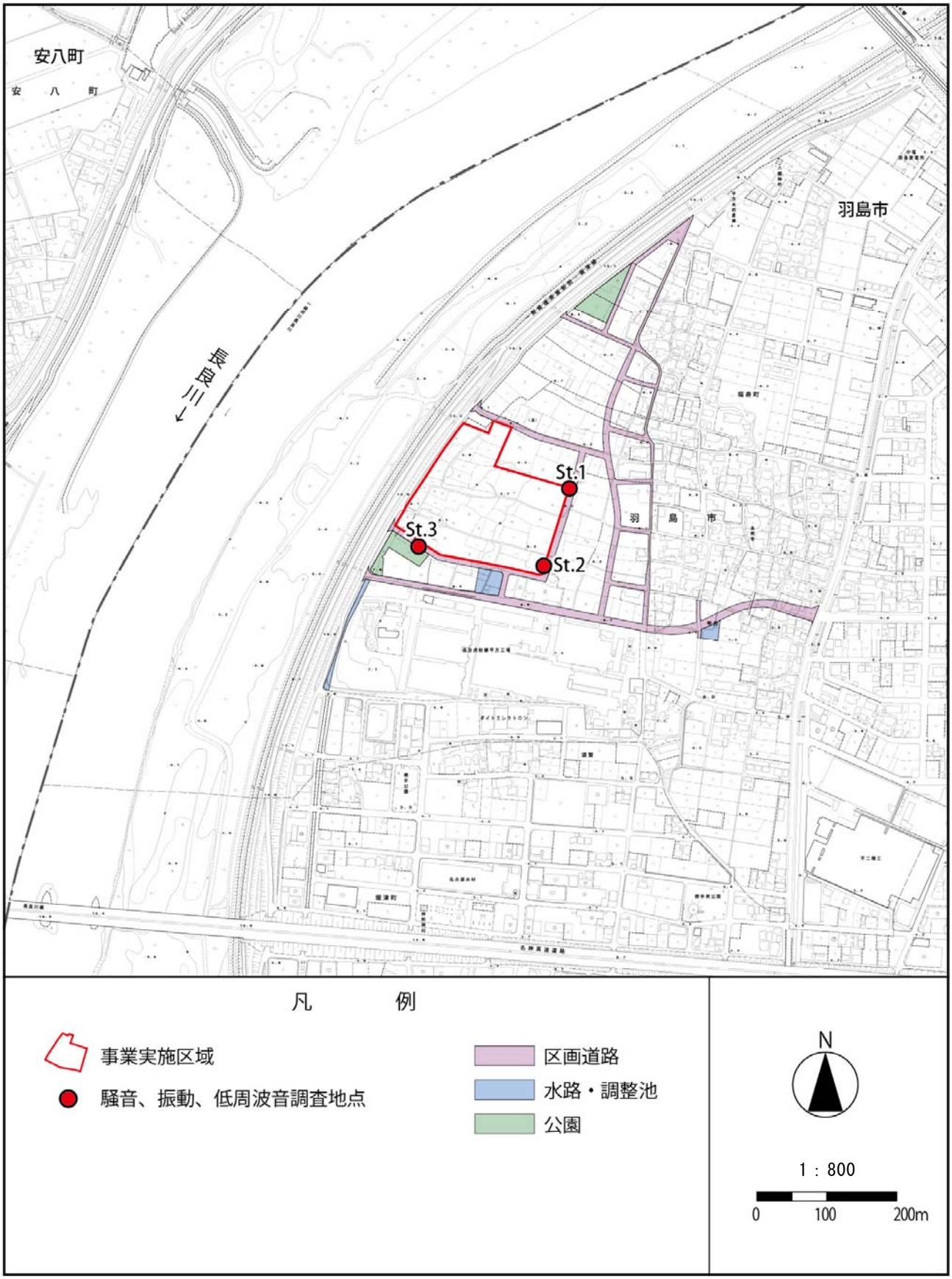

この地図は、「羽島市都市計画基本図」（羽島市）、「羽島市平方第二土地区画整理事業事業計画書」を基に作成した。

図6.1-9　騒音、振動、低周波音調査地点位置図（一般環境）

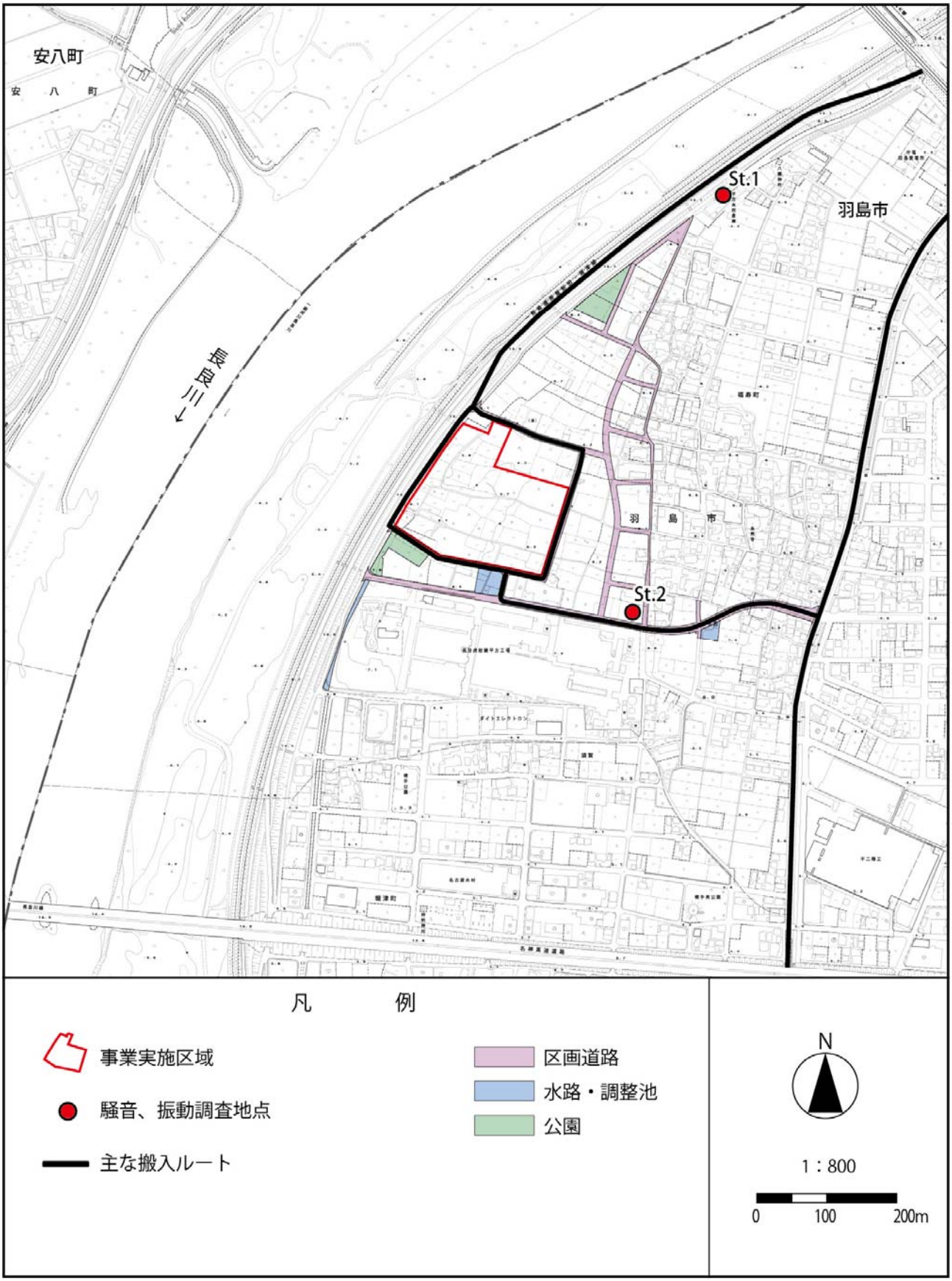

この地図は、「羽島市都市計画基本図」（羽島市）、「羽島市平方第二土地区画整理事業事業計画書」を基に作成した。

図6.1-10　騒音、振動調査地点位置図（道路沿道）

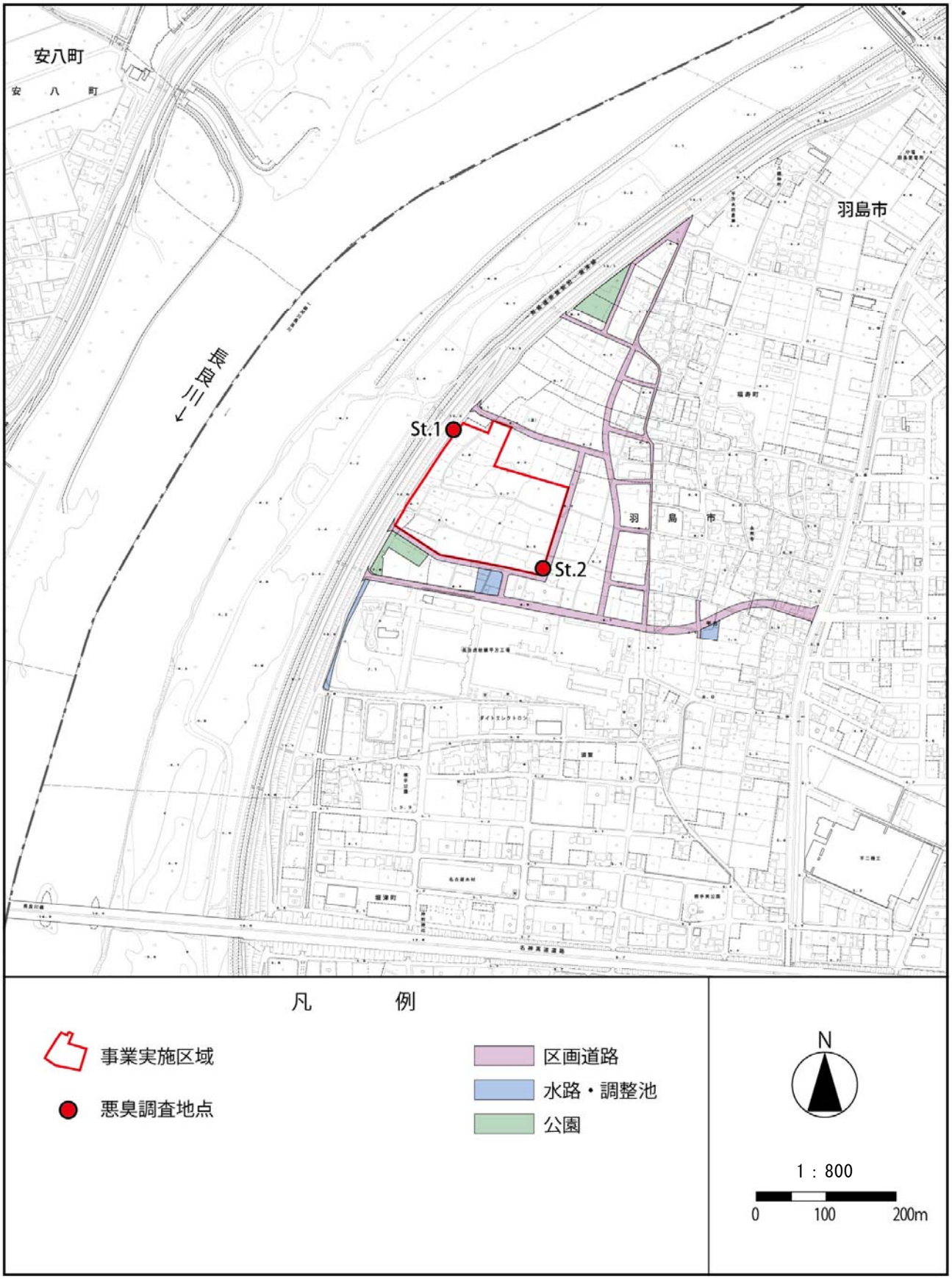

この地図は、「羽島市都市計画基本図」（羽島市）、「羽島市平方第二土地区画整理事業事業計画書」を基に作成した。

図6.1-11　悪臭調査地点位置図（敷地境界）

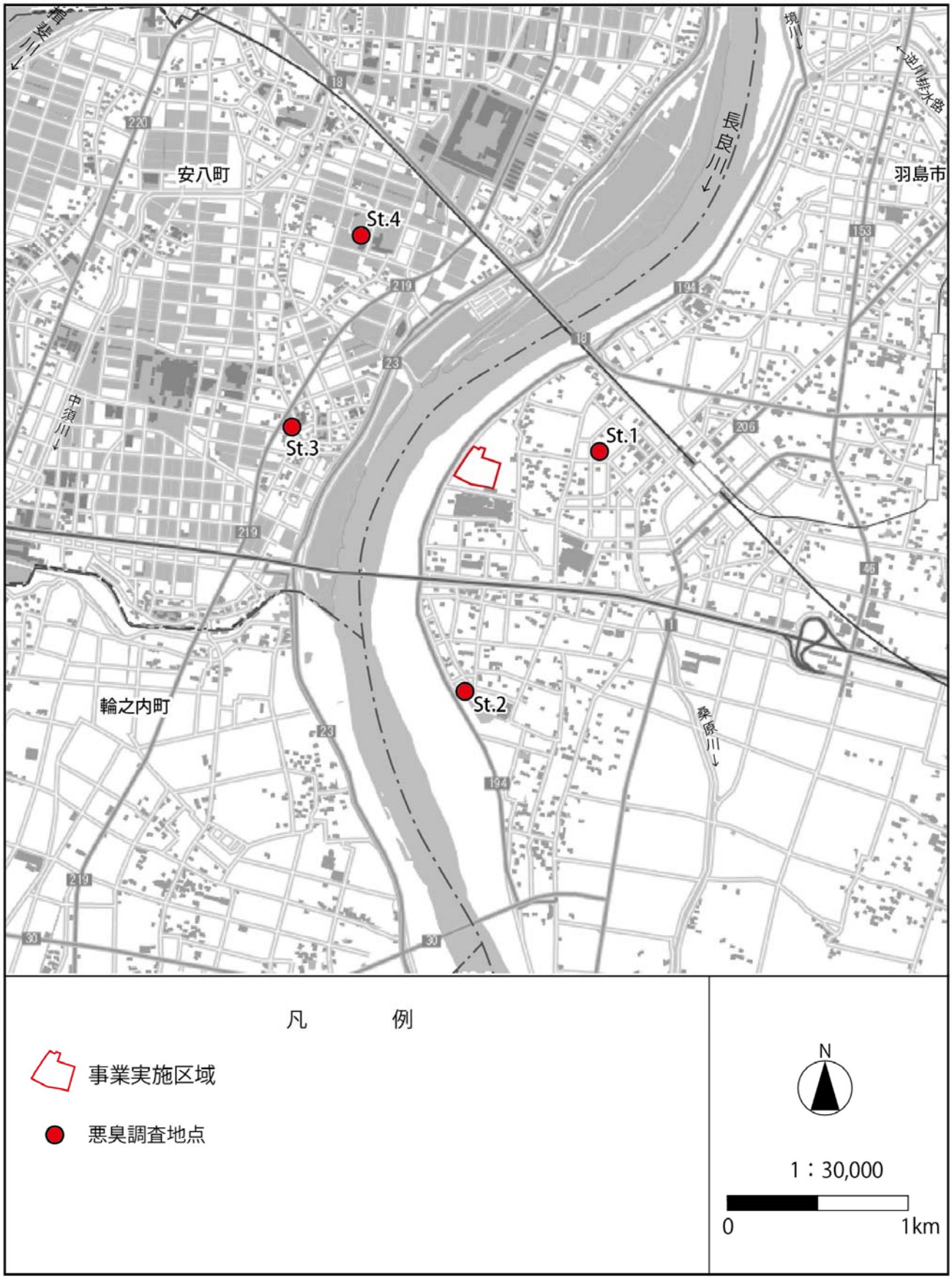

この地図は、「県域統合型 GIS ぎふ」（公益財団法人岐阜県建設研究センター）（(C)岐阜県）を基に作成した。

図6.1-12　悪臭調査地点位置図（事業実施区域周辺）

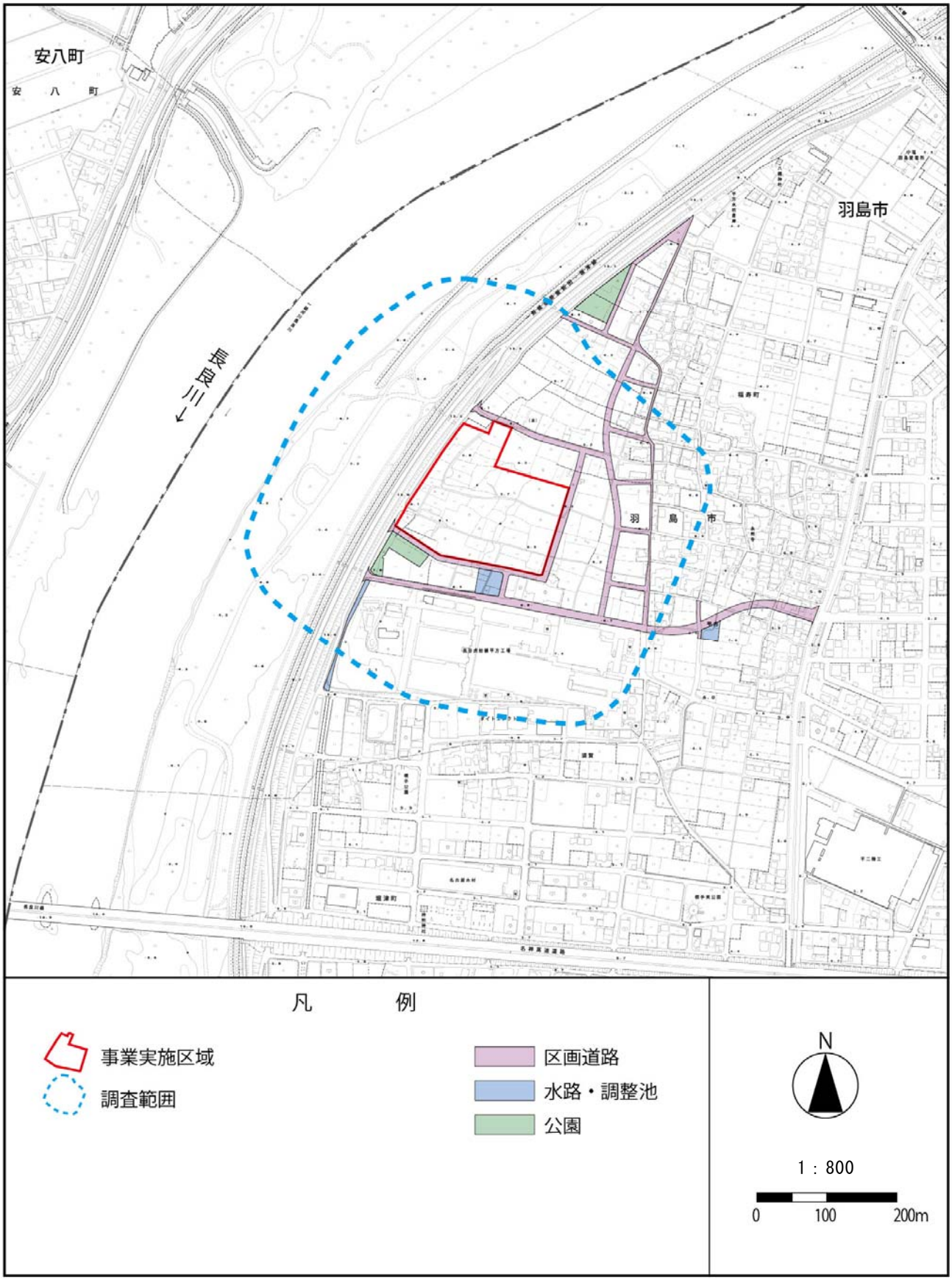

この地図は、「羽島市都市計画基本図」（羽島市）、「羽島市平方第二土地区画整理事業事業計画書」を基に作成した。

図6.1-13　動物、植物、生態系調査範囲図

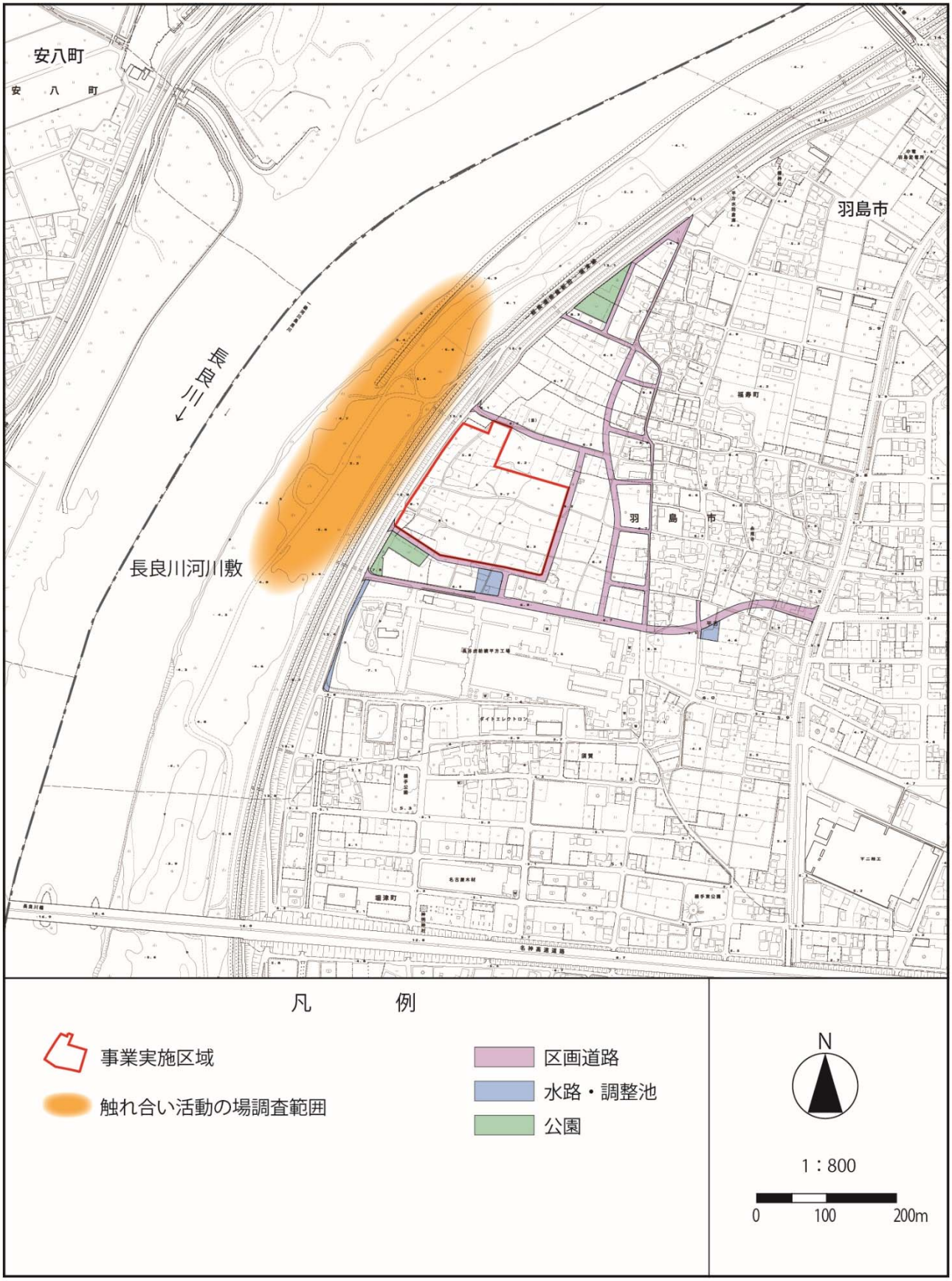

この地図は、「羽島市都市計画基本図」（羽島市）、「羽島市平方第二土地区画整理事業事業計画書」を基に作成した。

図6.1-14　触れ合い活動の場調査範囲位置図

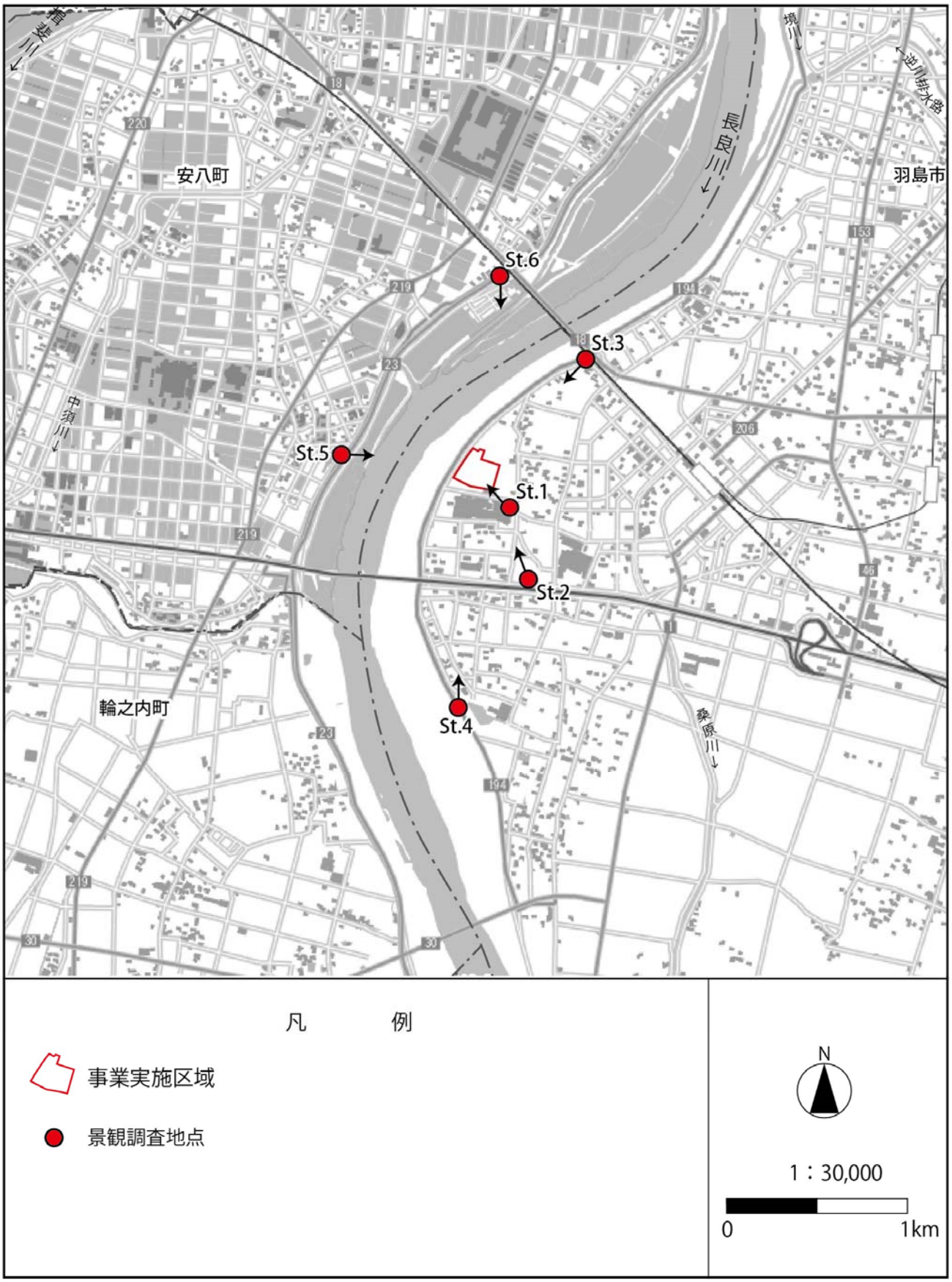

この地図は、「県域統合型 GIS ぎふ」（公益財団法人岐阜県建設研究センター）（(C)岐阜県）を基に作成した。

図6.1-15　景観調査地点位置図

表6.1-2(1) 予測の手法

環境項目と影響要因		予測項目	予測方法	予測時期	予測地域・地点
大気質	工事機械の稼働	二酸化窒素	大気の拡散式(プルーム・パフ式)に基づく理論計算により長期平均濃度(年平均値)について予測する。	工事機械の稼働による環境影響が最大となる時期、時間帯	工事機械の影響があると考えられる半径150m程度の範囲
		浮遊粒子状物質			
	工事用車両の走行	二酸化窒素	大気の拡散式(プルーム・パフ式)に基づく理論計算により長期平均濃度(年平均値)について予測する。	工事用車両の走行による環境影響が最大となる時期、時間帯	工事用車両が集中する道路沿道から150mの範囲
		浮遊粒子状物質			
	機械・施設の稼働等	二酸化硫黄	大気拡散計算に用いる拡散パラメータの妥当性についてPMCHを用いた大気拡散実験等により検討した後、以下の予測を行う。 大気の拡散式(プルーム・パフ式)に基づく理論計算により長期平均濃度(年平均値)、短期濃度(1時間値)について予測する。	施設の稼働が通常の状態に達した時期(年平均値) 高濃度が出現すると考えられる時期(1時間値)	施設の稼働による環境影響があると考えられる半径3km程度の範囲
		二酸化窒素			
		浮遊粒子状物質			
		塩化水素 ガス状水銀 ダイオキシン類	上記予測方法に準じるか、発生量の把握等に基づき定性的に行う。		
	廃棄物運搬車両の走行	二酸化窒素	大気の拡散式(プルーム・パフ式)に基づく理論計算により長期平均濃度(年平均値)について予測する。	施設の稼働と廃棄物の運搬が定常的な状態になる時期、時間帯	廃棄物運搬車両が集中する道路沿道から150mの範囲
		浮遊粒子状物質			
	土地の改変	粉じん等(降下ばいじん)	事例の引用又は解析により定性的に予測する。	土地の改変、工事機械の稼働、工場車両の走行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期	工事機械の影響があると考えられる半径150m程度の範囲
	工事機械の稼働				
	工事用車両の走行				
水質・底質・地下水	土地の改変	浮遊物質量	浮遊物質量の収支に関する計算、事例の引用または解析による。	土地の改変による浮遊物質量に係る環境影響が最大となる時期	水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

表6.1-2(2) 予測の手法

環境項目と影響要因		予測項目	予測方法	予測時期	予測地域・地点
土壌	土地の改変	有害物質	調査結果を踏まえ、必要に応じ講じる防止対策による。	工事の実施による土砂の搬出時期	土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	機械・施設の稼働等	有害物質(ダイオキシン類)	「大気質、機械・施設の稼働等」の有害物質等(ダイオキシン類)の予測結果に基づき予測する。	施設の稼働が通常の状態に達した時期	有害物質(ダイオキシン類)に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
騒音	工事機械の稼働	建設作業騒音	音の伝搬理論に基づく予測式(ASJ CN－Model2007)による計算とする。	工事機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期	工事機械の影響があると考えられる半径100m程度の範囲
	工事用車両の走行	道路交通騒音	音の伝搬理論に基づく予測式(ASJ RTN－Model2013)による計算とする。	工事用車両の走行による騒音に係る環境影響が最大となる時期	工事用車両が集中する道路沿道から200mの範囲
	機械・施設の稼働等	工場・事業場騒音	音の伝搬理論に基づく予測式による計算とする。	施設の稼働が通常の状態に達した時期	施設の稼働による影響があると考えられる半径100m程度の範囲
	廃棄物運搬車両の走行	道路交通騒音	音の伝搬理論に基づく予測式(ASJ RTN－Model2013)による計算とする。	施設の稼働と廃棄物の運搬が定常的な状態になる時期	廃棄物運搬車両が集中する道路沿道から200mの範囲
振動	工事機械の稼働	建設作業振動	振動の伝搬理論に基づく予測式による計算とする。	工事機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期	工事機械の影響受けるおそれがあると認められる地域
	工事用車両の走行	道路交通振動	「道路環境影響評価の技術手法平成24年度版」による計算とする。	工事用車両の走行による騒音に係る環境影響が最大となる時期	工事用車両が集中する道路沿道から100mの範囲
	機械・施設の稼働等	工場・事業場振動	振動の伝搬理論に基づく予測式による計算とする。	施設の稼働が通常の状態に達した時期	施設の稼働による影響があると考えられる半径100m程度の範囲
	廃棄物運搬車両の走行	道路交通振動	「道路環境影響評価の技術手法平成24年度版」による計算とする。	施設の稼働と廃棄物の運搬が定常的な状態になる時期	廃棄物運搬車両が集中する道路沿道から100mの範囲

表6.1-2(3) 予測の手法

環境項目と影響要因		予測項目	予測方法	予測時期	予測地域・地点
地盤	土地の改変	地盤沈下	土地の改変による地盤への影響について工事計画により明らかにする。	工事の実施期間	事業実施区域を中心に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	機械・施設の稼働等	地下水位低下	地下水の揚水による地盤への影響について施設計画により明らかにする。	施設の稼働が通常の状態に達した時期	事業実施区域を中心に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
悪臭	機械・施設の稼働等	特定悪臭物質 臭気濃度	煙突からの影響については、大気の拡散式に基づき、大気より短い評価時間を考慮して計算する。 施設からの漏洩による影響については、悪臭防止対策又は事例の引用・解析による。	施設の稼働が通常の状態に達した時期	悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
廃棄物等	土地の改変	工事に伴う建設副産物等	土地の改変に伴う建設副産物等の種類ごとの排出量の把握による。	工事の実施期間	事業実施区域
	機械・施設の稼働等	稼働に伴う廃棄物	機械・施設の稼働等に伴う廃棄物の種類ごとの年間排出量の把握による。	施設の稼働が通常の状態に達した時期	事業実施区域
温室効果ガス	機械・施設の稼働等	二酸化炭素 メタン 一酸化二窒素	機械・施設の稼働等により発生する温室効果ガス(二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素)の年間排出量の把握による。	施設の稼働が通常の状態に達した時期	事業実施区域
電波障害	改変後の土地及び工作物の存在	テレビの受信障害	建造物による電波障害予測計算の理論式を用いて予測する。	施設が完成し、工作物の存在する時期	調査地域と同じで、受信障害の発生するおそれのある地域
日照阻害	改変後の土地及び工作物の存在	日影の状況	冬至日における等時間の日影線を描いた日影図の作成による。	施設が完成し、工作物の存在する時期	日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
その他	機械・施設の稼働等	低周波音	事例の引用・解析による。	施設の稼働が通常の状態に達した時期	低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

表6.1-2(4)　予測の手法

環境項目と影響要因		予測項目	予測方法	予測時期	予測地域・地点
動物	土地の改変 改変後の土地及び工作物の存在	生息環境への影響	貴重な種及び注目すべき生息地について、分布または生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析による。	動物の生息の特性を踏まえて、貴重な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期	貴重な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
植物	土地の改変 改変後の土地及び工作物の存在	生育環境への影響	貴重な種及び貴重な群落等について、分布又は生育環境の改変を把握した上で、事例の引用又は解析による。	貴重な種及び貴重な群落等に係る直接的及び間接的環境影響を的確に把握できる時期	貴重な種及び貴重な群落等に係る直接的及び間接的環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
生態系	土地の改変 改変後の土地及び工作物の存在	生育又は生息環境への影響	貴重な種等について、分布、生息又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析による。	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて、貴重な種等に係る環境影響を的確に把握できる時期	貴重な種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
触れ合い活動の場	改変後の土地及び工作物の存在	人と自然との触れ合いの活動の場への影響	対象事業の内容に基づき、人と自然との触れ合いの活動の場の改変の程度を定性的に予測する。	人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期	人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
景観	改変後の土地及び工作物の存在	主要な景観要素の変化 眺望地点からの視界の変化	景観構成要素及び主要な眺望点については、直接改変の有無等を把握したうえ、事例の引用又は解析による。 主要な眺望景観については、フォトモンタージュ法による視覚的な表現手法による。	景観構成要素及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期	景観構成要素及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

6.2 評価の手法の選定

環境項目毎の評価の手法については、「岐阜県環境影響評価技術指針」に示された事項に留意し、①環境への影響の回避・低減に係る評価、②環境基準等との整合性に係る検討により行うこととし、表6.2-1に示した。

表6.2-1(1)　評価の手法

項目			評価の手法
環境項目と細区分		影響要因の区分	
大気質	二酸化硫黄	人の活動 機械・施設の稼働等	二酸化硫黄に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうか、また環境基準との整合性が図られているかどうかについて検討・評価を行う。 ＜基準・目標＞ 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)
	二酸化窒素	工事の実施 工事機械の稼働 工事用車両の走行 人の活動 機械・施設の稼働等 廃棄物運搬車両の走行	二酸化窒素に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうか、また、環境基準との整合性が図られているかどうかについて検討・評価を行う。 ＜基準・目標＞ 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)
	浮遊粒子状物質	工事の実施 工事機械の稼働 工事用車両の走行 人の活動 機械・施設の稼働等 廃棄物運搬車両の走行	浮遊粒子状物質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうか、また、環境基準との整合性が図られているかどうかについて検討・評価を行う。 ＜基準・目標＞ 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)
	粉じん等	工事の実施 土地の改変 工事機械の稼働 工事用車両の走行	粉じん等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうかについて検討・評価を行う。
	有害物質等	人の活動 機械・施設の稼働等	有害物質等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうか、また、環境基準等との整合性が図られているかどうかについて検討・評価を行う。 ＜基準・目標＞ ・ダイオキシン類:「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号) ・塩化水素:「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」(昭和52年6月　環大規第136号)による塩化水素の目標環境濃度 ・ガス状水銀:「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」(平成15年7月　中央環境審議会)による水銀の指針値

表6.2-1(2)　評価の手法

項目			評価の手法
環境項目と細区分		影響要因の区分	
水質・底質・地下水	浮遊物質量	工事の実施 土地の改変	浮遊物質量に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうかについて検討・評価を行う。
土壌	土壌環境	工事の実施 土地の改変 人の活動 機械・施設の稼働等	土壌環境に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうか、また、環境基準との整合性が図られているかどうかについて検討・評価を行う。 ＜基準・目標＞ 「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号) 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)
騒音	道路交通騒音	工事の実施 工事用車両の走行	騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうか、また、環境基準との整合性が図られているかどうかについて検討・評価を行う。 ＜基準・目標＞ 「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)
	建設作業騒音	工事の実施 工事機械の稼働	騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうか、また、基準等との整合性が図られているかどうかについて検討・評価を行う。 ＜基準・目標＞ 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・建設省告示第1号) 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準による区域の指定」(平成24年羽島市告示第50号)
	工場・事業場騒音	人の活動 機械・施設の稼働等	騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうか、また、基準等との整合性が図られているかどうかについて検討・評価を行う。 ＜基準・目標＞ 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生・農林・通商産業・運輸省告示第1号) 「特定工場等において発生する騒音の規制基準」(平成24年羽島市告示第49号)
	道路交通騒音	人の活動 廃棄物運搬車両の走行	騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうか、また、環境基準との整合性が図られているかどうかについて検討・評価を行う。 ＜基準・目標＞ 「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)

表6.2-1(3)　評価の手法

項目			評価の手法
環境項目と細区分		影響要因の区分	
振動	道路交通振動	工事の実施 工事用車両の走行	振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうか、また、基準等との整合性が図られているかどうかについて検討・評価を行う。 ＜基準・目標＞ 「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)による道路交通振動の限度
	建設作業振動	工事の実施 工事機械の稼働	振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうか、また、基準等との整合性が図られているかどうかについて検討・評価を行う。 ＜基準・目標＞ 「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)による特定建設作業の規制に関する基準 「振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定による区域の指定」(平成24年羽島市告示第54号)
	工場・事業場振動	人の活動 機械・施設の稼働等	振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうか、また、基準等との整合性が図られているかどうかについて検討・評価を行う。 ＜基準・目標＞ 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年環境庁告示第90号) 「特定工場等において発生する振動の規制基準」(平成24年羽島市告示第53号)
	道路交通振動	人の活動 廃棄物運搬車両の走行	振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうか、また、基準等との整合性が図られているかどうかについて検討・評価を行う。 ＜基準・目標＞ 「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)による道路交通振動の限度
地盤	地下水位低下、地盤沈下	工事の実施 土地の改変 人の活動 機械・施設の稼働等	地下水位低下や地盤沈下に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうかについて検討・評価を行う。
悪臭	特定悪臭物質・臭気濃度	人の活動 機械・施設の稼働等	悪臭物質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうか、また、基準等との整合性が図られているかどうかについて検討・評価を行う。 ＜基準・目標＞ 「悪臭防止法施行規則」(昭和47年総理府令第39号)による敷地境界における規制基準 「悪臭物質の規制基準」(平成24年羽島市告示第57号)

表6.2-1(4)　評価の手法

項目			評価の手法
環境項目と細区分		影響要因の区分	
廃棄物等	建設副産物等	工事の実施 土地の改変	建設副産物等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうかについて検討・評価を行う。
	廃棄物	人の活動 機械・施設の稼働等	廃棄物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうかについて検討・評価を行う。
温室効果ガス	二酸化炭素等	人の活動 機械・施設の稼働等	温室効果ガス(二酸化炭素等)に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうかについて検討・評価を行う。
電波障害	しゃへい障害、反射障害	工作物等の存在 改変後の土地及び工作物の存在	電波に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうか、また、基準との整合性が図られているかどうかについて検討・評価を行う。
日照阻害	冬至日の日影	工作物等の存在 改変後の土地及び工作物の存在	日照に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうか、また、基準との整合性が図られているかどうかについて検討・評価を行う。 ＜基準・目標＞ 「建築基準法」(昭和25年法律第201号) 「岐阜県建築基準条例」(平成8年岐阜県条例第10号)
その他	低周波音	人の活動 機械・施設の稼働等	低周波音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうかについて検討・評価を行う。

表6.2-1(5)評価の手法

項目			評価の手法
環境項目と細区分		影響要因の区分	
動物	貴重な種の繁殖地、営巣地等生息環境	工事の実施 土地の改変 工作物等の存在 改変後の土地及び工作物の存在	貴重な種の繁殖地、営巣地等生息環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうかについて検討・評価を行う。
植物	貴重な種及び植物群落、その他の植生	工事の実施 土地の改変 工作物等の存在 改変後の土地及び工作物の存在	貴重な種及び植物群落、その他の植生に及ぼす環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうかについて検討・評価を行う。
生態系	貴重な種の生態及び生息環境・生育環境の変化	工事の実施 土地の改変 工作物等の存在 改変後の土地及び工作物の存在	貴重な種の生態及び生息環境・生育環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうかについて検討・評価を行う。
触れ合い活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	工作物等の存在 改変後の土地及び工作物の存在	触れ合いの活動の場に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうかについて検討・評価を行う。
景観	主要な景観要素の変化、眺望地点からの視界の変化	工作物等の存在 改変後の土地及び工作物の存在	主要な景観要素の変化、眺望地点からの視界の変化が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されているかどうかについて検討・評価を行う。 ＜基準・目標＞ 「岐阜県景観基本条例」(平成16年岐阜県条例第46号) 「岐阜県公共事業景観形成指針」(平成18年)